

# 令和4年度 尾道しまなみ商工会新規創業支援補助金

尾道しまなみ商工会では、当商工会地域(尾道市向島町・向東町・御調町・瀬戸田町)の商工業の活力向上を支援するため、当商工会地域内で新たに創業する方に対し、創業時に要する経費の一部を補助します。

## 【対象者】

事業を営んでいない個人または法人であって、尾道しまなみ商工会地域内において、新たに事業を開始しようとする方

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・他の者が行っていた事業を承継して事業を営む者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・その他商工会が定める諸条件を満たす者

## 【補助対象経費・補助上限額・補助率など】

- 補助対象経費:創業時に要する開業費・販売促進費・備品購入費・設備投資費  
(建物の修繕・改修費用を除く)
- 補助率: 1/2 (限度額30万円)
- 交付件数: 3件まで (上限に達した場合、締め切らせていただきます。)

## 【主な補助要件】

- 申請日以降に開業・設立を行うこと
- 尾道市特定創業支援等事業を受けていること
- 尾道しまなみ商工会会員になること
- 当商工会地域内で3年以上営業すること

※尾道市特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画に基づく商工団体等が実施しており、1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に行う支援で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。詳しくは商工会までお問い合わせください。

## 【申請受付期間】

令和4年8月8日(月)～令和4年12月28日(水)

## 【申込・お問合せ先】

尾道しまなみ商工会  
電話 (0848)44-3005  
E-mail: onomichi-s@hint.or.jp



尾道しまなみ商工会HP

補助金申請の流れについてはウラ面をご覧ください。

# 尾道しまなみ商工会新規創業支援補助金申請の流れ



**※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となります。ご注意ください。**

## 補助金申請に必要な書類

- 新規創業支援補助金交付申請書(様式1号)
- 誓約書(様式2号)
- 尾道市特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- 創業時に要する費用を証明することができる見積書等の写し
- 市税の滞納がないことの証明書
- その他当会会長が必要と認める書類